別紙・預貯金等に関する申告書

被保険者（申請者）氏名		被保険者番号	

≪預貯金額≫　　□ あり　□ なし

	金融機関	支店	口座番号	口座名義	預貯金額	最終取引日	記帳確認	備考
別添1					円			
別添2					円			
別添3					円			
別添4					円			
別添5					円			
別添6					円			
別添7					円			
別添8					円			
別添9					円			
別添10					円			

≪有価証券≫　　□ あり　□ なし

	種類	額面	評価概算額
別添1		円	円
別添2		円	円
別添3		円	円

≪その他≫　　□ あり　□ なし

	種類	
別添1		円
別添2		円
別添3		円

◆提出前にご確認ください◆

□ 介護保険負担限度額認定申請書

□ 同意書 （申請書の裏面）

□ 別紙・預貯金等に関する申告書 （この申告書）

□ 添付書類

・通帳の写し（直近2か月以上）

・証券会社や銀行等の口座残高の写し　等

※詳しくは裏面を参照してください。

「預貯金等」とはどのようなものが含まれるか

預貯金等に含まれるもの	確認方法	
預貯金（普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンキングであれば口座残高ページの写し）	・・・ ≪預貯金額≫にご記入ください。
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）	・・・ ≪有価証券≫にご記入ください。
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）	≪その他≫にご記入ください。
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）	
タンス預金（現金）	自己申告	

〇申請にあたっては、通帳の写し等の提出をお願いします。（名義や口座番号が記載されているページ 及び 直近2か月以上の取引履歴の写し）
〇負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。（借用証書などで確認）
　また、価格評価は、申請日の直近2か月以内の写し等により行います。
〇市区町村は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。
〇預貯金額などの申請において不正を行った場合、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を支払うことになります。

〇預貯金等に含まれないものは以下のとおりです。
　→生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など